

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、昭和57年に新築された建物を所有し、その固定資産税及び都市計画税を納付してきた原告が、当該建物の建築当初（昭和58年）に行われた評価に誤りがあり、これを基礎として算出されたその後の各年度の固定資産税等の税額も過大なものとなったため損害を受けたと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、平成4年度から平成20年度までの固定資産税等の過納金相当額等の損害賠償を求める事案である。

損害賠償請求権の除斥期間（国家賠償法4条、民法724条後段）が問題となり、具体的には、その起算点である「不法行為の時」がいつであるかが争われている。

〔参考〕民法724条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

原判決の判断等

- ◇ 原判決は、本件における「不法行為の時」は、公務員の過失のある違法行為である建築当初の評価及び価格決定の時であり、除斥期間は遅くとも昭和58年6月30日の価格決定の時から起算するのが相当であるとした上、本件訴訟の提起日（平成25年1月27日）の時点で20年が経過しており、損害賠償請求権は消滅したとして、原告の請求を棄却した。
- ◇ 原告は、本件における「不法行為の時」は、各年度の固定資産税等の第4期分支払日であると主張している。